



設計・施工 仮契約書

- 1 事項名日向市総合体育館整備事業 設計及び建設工事
- 2 工事場所日向市大字日知屋12106番地外(大王谷運動公園内)
- 3 工期 自 令和 5 年 9 月 19 日
至 令和 8 年 9 月 30 日

4 請負代金額

百億	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	3	6	8	8	5	2	0	0	0	0

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (...3.35...3.20...000円)

- 5 契約保証金 要 日向市財務規則第 条
不要 日向市財務規則第109条第1号

6 資材の再資源化等に関する事項

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ(別紙)に記入する。

上記の設計施工について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の設計・施工 契約約款によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、この契約書は、この契約の締結に係る日向市議会の議決を経たときは、当該議決のあった日から本契約書とみなす。

なお、五洋建設株式会社 外 4 社は、別紙 五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計 特定建設工事共同企業体協定書により頭書の設計施工を共同連帯して請け負う。発注者は、設計施工の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによるものとする。

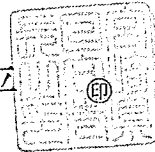
- (1) 出来形部分払の回数 回以内
- (2) 特約事項

この契約の証として本書 6 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 8 月 10 日

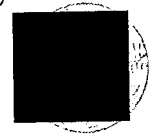
発注者 日向市本町10番5号
日向市

日向市長 十屋幸平

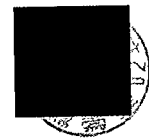


受注者 五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計
特定建設工事共同企業体

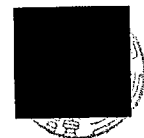
代表構成員 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
商号又は名称 五洋建設株式会社 九州支店
代表者氏名 常務執行役員支店長 小倉 征巳



構成員 住 所 宮崎県日向市大字日知屋15837
商号又は名称 あさひ産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 西村 望



構成員 住 所 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479-7
商号又は名称 株式会社三郎建設
代表者氏名 代表取締役 黒木 文也



構成員 住 所 東 黒木 5-12-22
商号又は名称 株 環境デザイン研究所
代表者氏名 代 山田 順子



構成員 住 所 宮崎県日向市向江町1丁目47
商号又は名称 アーク計画設計事務所
代表者氏名 代表 佐藤 友治



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 日向市総合体育館整備事業 設計及び建設工事
- 2 契約の方法 公募型プロポーザルによる随意契約
- 3 契約の金額 3,688,520,000 円
- 4 契約の相手方 五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計
特定建設工事共同企業体

代表者 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
五洋建設 株式会社 九州支店
常務執行役員支店長 小倉 征巳

その他の
構成員 日向市大字日知屋15837番地
あさひ産業 株式会社
代表取締役 西村 望

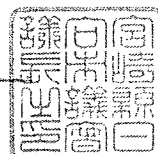
日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三郎建設
代表取締役 黒木 文也

東京都港区六本木5丁目12番22号
株式会社 環境デザイン研究所
代表取締役 仙田 順子

日向市向江町1丁目47番地
アーク計画設計事務所
代表 佐藤 友治

議決書原本と相違ありません。

令和-5年9月15日
日向市議会議員 松葉進



令和-5年9月15日原案可決

日向市議会議員 松葉進



令和5年8月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

